政令第七十八号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の表の下欄中「三万五千七百円」を「三万五千四百円」に、「三万三千七百円」を「三万三千四百円」に、「二万四千八百円」を「二万四千六百円」に、「二万二千八百円」を「二万二千六百円」に改める。

第二十四条中「六十五万円」を「六十五万六千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十九円六十九銭」を「五十八円三銭」に改める。

別表第五の下欄中「千六百二十三円九十四銭」を「千七百二十一円二十五銭」に、「千九十八円五十五銭」を「千百六十四円三十八銭」に、「千三円二銭」を「千六十三円十三銭」に、「九百五十五円二十六銭」を「千十二円五十銭」に、「七百十六円四十五銭」を「七百五十九円三十八銭」に、「百六円十四銭」を「百十二円五十銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十五年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十九号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七億三千八百万円」を「八億七千三百万円」に改める。

第二条中「六千三百九十六億千三百三十五万五千円」を「七千六百四十四億三千三百二十九万四千円」に改める。

第三条中「千五百万円」を「千七百万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八十一号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「二倍」を「一・七倍」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八十二号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項の規定に基づき、この政令を制定する。